

# 喜楽奈家（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） 重要事項説明書兼サービス提供開始同意書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(日置市指定 第4691500070号)

当施設はご利用者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

## ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室等の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合	5
7. 個人情報の提供	6
8. 代理人等について	7
9. 事故発生の防止及び発生時の対応	7
10. 損害賠償	7
11. 緊急時の対応	7
12. 非常災害時の対応	8
13. 苦情の受付について	8
14. その他	8
※ サービス提供開始の同意	9

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人曙福社会
- (2) 法人所在地 鹿児島県日置市吹上町湯之浦2758番地
- (3) 電話番号 099-296-2308
- (4) 代表者氏名 理事長 佐野公一
- (5) 設立年月 昭和44年10月

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・平成24年4月1日指定  
日置市 第4691500070号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。  
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護3以上の方がご利用いただけます。
- (3) 施設の運営方針 この施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係諸法令に基づき、入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って施設サービスを提供するものとし、また、本体施設との密接な連携を確保しつつ、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう必要な援助を適切に行うものとし、また、
- (4) 施設の名称 特別養護老人ホーム喜楽奈家
- (5) 施設の所在地 鹿児島県日置市吹上町湯之浦2758番地
- (6) 電話番号 099-245-1588
- (7) 施設長名 折田智子
- (8) 開設年月 平成24年4月1日
- (9) 入居定員 29人

## 3. 居室等の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	29室	ベッド, 洗面所
共同生活室	3室	各ユニットに1ヶ所
トイレ	9室	各ユニットに3ヶ所
浴室	3室	リフト浴2室, 特殊浴槽1室
健康相談室	1室	

\*上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

### ☆居室の変更について

心身の状況やその他の事由により、入居後、居室の変更をする場合がございます。予め、ご了承ください。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員	備 考
1 管理者	1名	施設を代表し、業務の総括の任にあたる
2 介護職員	9名以上	介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う
3 生活相談員	1名以上	利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整の他、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす
4 看護職員	1名以上	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行なう
5 機能訓練指導員	1名以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う
6 介護支援専門員	1名以上	利用者の機能訓練等の目標、具体的サービスの内容等を記載した介護計画を作成する
7 医師	1名	看護職員と連携し、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を取る
8 栄養士又は 管理栄養士	1名以上	栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好に配慮した献立を作成するとともに、食器その他の厨房設備等衛生的な管理に努める
9 その他の職員		前項に定めるもののほか必要に応じて調理員・事務員等やその他業務に係る職員等を置く

註) 配置人員は令和7年4月1日現在

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1 介護職員	早番 6:45～15:45 遅番 10:00～19:00 日勤 8:00～17:00 準夜勤 13:00～22:00 夜勤 22:00～7:00 ※その他、入居者の状況に応じた勤務時間を設定します
2 看護職員	日勤 8:00～17:00 遅番 10:00～19:00
3 生活相談員 介護支援専門員	日勤 9:00～18:00
4 医師	毎週月・金曜日 各2時間

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用される方に負担いただく場合があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る給食材料費と居室利用料を除き通常9割）が介護保険から給付されます

<サービスの概要>

#### ①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための機能訓練を行います。

#### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

☆ 当施設においては上記サービスを提供するにあたり、原則として身体拘束は行いません。但し、ご利用者又は他の入居者等の生命・身体を保護するために緊急時また一時的に部分的な身体拘束を行う際には、前もってご協議させていただきますのでご了承ください。

☆ 当事業所においては上記サービスを実施するにあたり、利用者のおかれている環境及び心身の状況、そして利用者・家族の希望をふまえて介護計画を作成します。尚、要介護認定の更新時期を目安に介護計画の見直しを行います。

☆ 当事業所における介護及び看護のサービス提供記録については、利用者・家族の求めに応じ、いつでもその記録の開示を行い説明をさせていただきます。

### ＜サービス利用料金＞

別表の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と給食材料費及び管理費（居室利用料）の合計をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 居住費と食事に係る費用については、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

#### ＜サービスの概要と利用料金＞

##### ① 特別な食事・嗜好品（酒・煙草を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

##### ② 理髪・美容

適時、理・美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

##### ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用(具体的には下記のとおり)を負担いただきます。

ア ご利用者の希望により購入する化粧品・衣類等個人用の日用品・身の回り品にかかる費用

イ ご利用者の希望により教養娯楽として実施するクラブ活動や行事における材料費等にかかる費用

ウ ご利用者の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合の私物のクリーニング代

エ ご利用者の希望により個別に購読する新聞・雑誌等の代金

オ ご利用者を募り実施する旅行等の費用

カ ご利用者の個人の要に供する葉書・切手等の郵券類の代金

キ ご利用者の希望により焼き増しする写真代・アルバム等の代金

ク ご利用者が死亡された時に使用する浴衣・エンゼルセット代

##### ④ 入院・外泊中の日常生活上必要となる諸費用（おむつ代含む）

入院中の諸経費についてはすべてご利用者に負担いただきます。

##### ⑤ 入院・外泊時の居住費（滞在費）について

ご利用者のために居室を確保している場合、介護保険負担限度額認定における第4段階の方は入院・外泊の翌日より、同第1段階～3段階の方は、6日（入院外泊費用の対象期間）までは負担限度額認定の適用とし、7日以降は原則として全額負担となります。

##### ⑥ その他

ご利用者に負担していただくのが妥当と認められるものは実費相当額を負担いただきます。

### （3）利用者負担軽減制度

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に基づき、市より発行された「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、確認証に記載された割合により利用料金を減額いたします。

#### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- |                     |
|---------------------|
| ア. 窓口での現金支払         |
| イ. 当法人が指定する口座への振り込み |
| ウ. 当法人による口座引き落とし    |

#### (5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

##### ① 嘱託医 (週2回の診察及び必要時の診察・診療)

医療機関の名称	吹上クリニック (内科)
所在地	吹上町中原2824
連絡先	099-296-2711

##### ② 協力医療機関

医療機関の名称	馬場病院 (外科・内科)
所在地	吹上町湯之浦2378
連絡先	099-296-2611

##### ③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	いざく歯科 (歯科)
所在地	吹上町中之里1518-1
連絡先	099-245-1080

#### 6. 施設を退所していただく場合

当施設の入居期間については特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、ご利用者に退所していただくこととなります。

- |  |
|--|
| ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合及び 要介護 1・2 に変更になり、特例入所の要件に該当すると認められない場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合                                 |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合                                 |
| ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合  |
| ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)                                       |
| ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)  |

(1) ご利用者からの退所の申し出

ご利用者から当施設に対し、退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本説明に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により、退所していただく場合

- ①ご利用者が、入居時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本入居を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設・介護医療院に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

\*ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、必要に応じその際の相談援助にかかる費用を別表の料金表によってご負担いただきます。

7. 個人情報の提供

当施設の職員は、正当な理由がなくその事実上知り得たご利用者及びご家族等に関する個人情報については内容を口外しません。ただし、上記の退所等にあたり、サービス担当者会議等でサービス提供に必要なとされる最小限の内容については用いる場合がございますので、前もってご承諾をお願いいたします。

- (1) 介護保険制度における介護サービス認定の申請及び更新・変更のため
- (2) 利用者に関わるケアプラン等を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するケア会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合

(5) 利用者の利用する福祉サービス事業所内のカンファレンスのため

(6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議

(7) その他サービス提供で必要な場合

(8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

☆ 尚、介護サービスの提供にあたり、入居者及び御家族の希望によりサービス提供記録を開示いたします。

## 8. 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者によって又は利用者とともに、契約書第2条に定める同意又は要請、同第6条3項、第9条3項、第15条1項、第16条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者によって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

## 9. 事故発生の防止及び発生時の対応

利用者に対する介護サービスの提供により事故の発生又はその再発を防止する為、事故発生時の対応等の指針の整備、事故発生の報告・分析・改善等の職員への周知徹底を図る体制整備及び事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行う措置を講じます。

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。併せて、事故の状況、事故に際して採った処理等を記録いたします。

## 10. 損害賠償

介護サービス提供に当って、万が一事故が発生しその責が当施設にある場合、損害を賠償いたします。

なお、事故発生に備えて、当施設は社会福祉施設損害賠償責任保険に加入しております。

## 11. 緊急時の対応

当施設の職員は、介護サービスの提供中に利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が発生した時は、速やかに嘱託医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じるとともに施設管理者に報告いたします。

## 12.非常災害時の対応

介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等適切な措置を講じます。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取ります。なお、非常災害時に備え、避難訓練を行いますのでご協力下さい。

## 13. 苦情の受付について

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行なう。

サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行なう。

### (イ) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 宮脇 雅樹

受付時間 随 時

電話番号 099-245-1588

- 苦情解決責任者

施設長 折田 智子

- 第三者委員

樋渡健郎

櫻井健一

坂口文男

### (ロ) 行政機関その他苦情受付機関

日置市吹上支所地域振興課	所在地 電話番号	吹上町中原2847 099-296-2113
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	鹿児島市鴨池新町6-6 099-213-5122
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 電話番号	鹿児島市鴨池新町7-1 099-286-2200

## 14. その他

- ・今回の説明にあたりご不明な点につきましては、当事業所の運営規程並びに関連する法律通達等ご説明致しますのでその旨お申し出ください。

- ・第三者評価の実施状況～当施設では第三者評価は現在実施しておりません。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

介護老人福祉施設 喜楽奈家

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

<利用者(契約者)>

住所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<代理人>

住所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<連帯保証人兼身元保証人>

住所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

社会福祉法人曙福社会  
理事長 佐野公一 様

## 【利用料金表】

下記の料金表によって、ご利用者のサービス料金から介護保険給付額を除いた自己負担額と食事及び居住にかかる自己負担額をお支払ください。

### 【1割負担の場合】

#### ①介護保険適用時の基本料金

一日当たり：円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご利用者のサービス利用料金		6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円
うち、介護保険から給付される額		6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
サービス利用にかかる自己負担額		682円	753円	828円	901円	971円
食事にかかる標準負担額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階①	650円				
	第3段階②	1,360円				
	第4段階	1,445円				
居住にかかる負担額	第1段階	880円				
	第2段階	880円				
	第3段階	1,370円				
	第4段階	2,066円				
自己負担金額合計	第1段階	1,862円	1,933円	2,008円	2,081円	2,151円
	第2段階	1,952円	2,023円	2,098円	2,171円	2,241円
	第3段階①	2,702円	2,773円	2,848円	2,921円	2,991円
	第3段階②	3,412円	3,483円	3,558円	3,631円	3,701円
	第4段階	4,193円	4,264円	4,339円	4,412円	4,482円

☆1月あたり（30日）の自己負担合計額

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担合計額	第1段階	55,860円	57,990円	60,240円	62,430円	64,530円
	第2段階	58,560円	60,690円	62,940円	65,130円	67,230円
	第3段階①	81,060円	83,190円	85,440円	87,630円	89,730円
	第3段階②	102,360円	104,490円	106,740円	108,930円	111,030円
	第4段階	125,790円	127,920円	130,170円	132,360円	134,460円

②加算 当施設の体制やご本人の状況等により以下の加算を頂きます。一日・一月当たり：円

サービス提供体制強化加算	18円
日常生活継続支援加算	46円
看護体制加算（Ⅰ）	12円
看護体制加算（Ⅱ）	23円
夜間職員配置加算	46円
安全管理体制加算	20円/入所時一回限り
個別機能訓練加算	12円
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月
栄養マネジメント強化加算	11円
初期加算	30円
外泊時加算	246円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月

褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円/月
排せつ支援加算Ⅰ	10 円/月
排せつ支援加算Ⅱ	15 円/月
排せつ支援加算Ⅲ	20 円/月
自立支援促進加算	300 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円/月
看取り介護加算Ⅰ	死亡日 31 日前～45 日前 72 円/日
	死亡日 4 日前～30 日前 144 円/日
	死亡の前日および前々日 680 円/日
	死亡日 1280 円/日
看取り介護加算Ⅱ	死亡日 31 日前～45 日前 72 円/日
	死亡日 4 日前～30 日前 144 円/日
	死亡の前日および前々日 780 円/日
	死亡日 1580 円/日
協力医療機関連携加算	100 円/月（令和 6 年度） 50 円/月（令和 7 年度）
ADL 維持等加算Ⅰ	30 円/月
ADL 維持等加算Ⅱ	60 円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月
退所前訪問相談援助加算	460 円
退所後訪問相談援助加算	460 円
退所時相談援助加算	400 円
退所前連携加算	500 円
介護職員等処遇改善加算	① ②を算定した単位数の 100 分の 14 に相当する単位数

○初期加算が入居から 30 日は加算されます。

尚、入居から 30 日間、または 1 ヶ月を超える入院後の再入居の際も 30 日間加算されます。

○外泊時加算が加算される場合があります。

外泊や入院された場合で施設に在所していない場合であっても、外泊又は入院の翌日から 6 日間は（月をまたいで連続した場合は最長 12 日間）外泊時費用が自己負担となります。

※居室と食事に係る自己負担について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている負担額となります。

### 【2割負担の場合】

①介護保険適用時の基本料金

一日当たり：円

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
ご利用者のサービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円	
うち、介護保険から給付される額	5,456 円	6,024 円	6,624 円	7,208 円	7,768 円	
サービス利用にかかる自己負担額	1,364 円	1,506 円	1,656 円	1,802 円	1,942 円	
食事にかかる標準負担額	第 4 段階	1,445 円				
居住にかかる負担額	第 4 段階	2,066 円				
自己負担金額合計	第 4 段階	4,875 円	5,017 円	5,167 円	5,313 円	5,453 円

☆1月あたり（30日）の自己負担合計額

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
自己負担合計額	第 4 段階	146,250 円	150,510 円	155,010 円	159,390 円	163,590 円

②加算 当施設の体制やご本人の状況等により以下の加算を頂きます。一日・一月当たり：円

サービス提供体制強化加算	36 円
日常生活継続支援加算	92 円
看護体制加算(Ⅰ)	24 円
看護体制加算(Ⅱ)	46 円
夜間職員配置加算	92 円
安全管理体制加算	40 円/入所時一回限り
個別機能訓練加算Ⅰ	24 円
個別機能訓練加算Ⅱ	40 円/月
栄養マネジメント強化加算	22 円
初期加算	60 円
外泊時加算	492 円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6 円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	26 円/月
排せつ支援加算Ⅰ	20 円/月
排せつ支援加算Ⅱ	30 円/月
排せつ支援加算Ⅲ	40 円/月
自立支援促進加算	600 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅰ	80 円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	100 円/月
看取り介護加算Ⅰ	死亡日 31 日前～45 日前 144 円/日 死亡日 4 日前～30 日前 288 円/日 死亡の前日および前々日 1360 円/日 死亡日 2560 円/日
看取り介護加算Ⅱ	死亡日 31 日前～45 日前 144 円/日 死亡日 4 日前～30 日前 288 円/日 死亡の前日および前々日 1560 円/日 死亡日 3160 円/日
協力医療機関連携加算	200 円/月 (令和 6 年度) 100 円/月 (令和 7 年度)
A D L 維持等加算Ⅰ	60 円/月
A D L 維持等加算Ⅱ	120 円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	180 円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	220 円/月
退所前訪問相談援助加算	920 円
退所後訪問相談援助加算	920 円
退所時相談援助加算	800 円
退所前連携加算	1000 円
介護職員等処遇改善加算	①②を算定した単位数の 100 分の 14 に相当する単位数

○初期加算が入居から 30 日は加算されます。

尚、入居から 30 日間、または 1 ヶ月を超える入院後の再入居の際も 30 日間加算されます。

○外泊時加算が加算される場合があります。

外泊や入院された場合で施設に在所していない場合であっても、外泊又は入院の翌日から 6 日間(月をまたいで連続した場合は最長 12 日間) 外泊時費用が自己負担となります。

※居室と食事に係る自己負担について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている負担額となります。